

おむねかわら版

No.122

平成28年10月

有限会社 池田労務行政事務所

代表取締役 池田 順一

〒998-0021

酒田市旭新町 8-32

TEL 0234-23-0866

FAX 0234-23-0890

OFFICE IKEDA

10月の予定

日	月	火	水	木	金	土
25	26	27	28	29	30 社会保険料 国保/固定資産税	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10 体育の日 源泉徴収税 住民税(特)	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31 社会保険料 国民健康保険税	1	2	3	4	5

平成28年10月1日から制度改正

=被保険者の兄姉を扶養者と認定する要件について=

健康保険において被保険者の兄姉を被扶養者と認定する要件はこの度の改定により、**被保険者との同一世帯(同居)要件**を撤廃し、**生計維持要件のみ**となりました。

生計維持の基準について

【認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合】

認定対象者の年収が130万円未満(※)であって、かつ、被保険者の年収の1/2未満である場合は被扶養者となります。ただし、認定対象者の年収が被保険者の年収の1/2以上であっても、130万円未満(※)で、被保険者の年収を上回らない場合は、その世帯の生計状況を総合的に考え、被保険者が生計維持の中心的役割を果たしていると認められる場合には、被扶養者となる場合があります。

【認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合】

認定対象者の年収が130万円未満(※)であって、かつ、被保険者からの援助による収入額より少ない場合には、被扶養者となります。

※認定対象者が60歳以上またはおおむね障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満

◆ 10月10日(納付期限 10月11日)

・源泉所得税、住民税(特別徴収)税納付
9月分

◆ 10月31日

・社会保険料の納付(健保・厚生年金)
9月分
・国民健康保険納付
4期分

山形県の最低賃金が改定されました!

1時間あたり 696円

21円UP

717円

～ 効力発生 ～
平成28年10月7日から

最低賃金未満の労働契約は無効です。